

寄付金取扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人福岡教育サポート(以下、「本法人」という。)定款第39条第3号の規定を受けて、本法人が受け入れる寄付金の取扱いについて定め、寄付金の公正な運用を図るとともに、本法人と寄付者の円滑な協力関係を保つことを目的とする。

(寄付金の受け入れ)

第2条 本法人は、定款第3条の貧困世帯の子どもたちの進路と学力を保障するため、個人及び団体から寄付金を募集する。その寄付金は、次の各号の基準のすべてを満たしている場合に受け入れることができる。

- (1) 本法人が、定款第3条(目的)及び第4条(特定非営利活動の種類)のために使用することを、寄付者が了解していること。
- (2) 寄付の原資が、公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- (3) 寄付の一部又は全額を外部団体への助成に使用する場合、寄付者が特定の団体名を指定して、配分を求めていること。
- (4) その他、寄付金を受けることによって本会の活動の公正さを損なうおそれがないこと。

(寄付金の種類と使途)

第3条 寄付金の種類は、「特定寄付金」及び「一般寄付金」とする。

- (1) 使途を特定する寄付金を「特定寄付金」という。
- (2) 「特定寄付金」以外の寄付金を「一般寄附金」といい、その使途については本法人の裁量とすることができる。

(寄付金申し込み手続き)

第4条 前条による寄付金の申し込み手続きは、次のとおりとする。

- (1) 寄付金の申し込みをするときは、ホームページ上の「ご支援のお願い」により行うものとする。
- (2) 前号以外のホームページを介さない申し込みがあった場合は、申込者と金額、日時、使途の要望の有無等について理事全員に通知するものとする。

(実施規定)

第5条 本規則の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

(規則の変更)

第6条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規則は、平成29年4月1日から実施する。